

仕 様 書 (案)

1 委託業務名

留萌市地域公共交通計画策定支援業務

2 委託業務の目的

現在、留萌市内を運行する公共交通は、市内バス路線3路線（A・Bコース、日東団地線）、地域間幹線系統3路線（幌延留萌線、羽幌留萌線、留萌別刈線）、都市間を結ぶ広域交通3路線（留萌旭川線、高速るもい号、高速はぼろ号）となっている。

市内バス路線については、平成30年4月に事業者の運転手不足などの影響から、7路線あった系統を2路線に統合した結果、起点から終点までの所要時間が50分～1時間の長大路線となっており、市民の利用も低迷している。また、令和6年度に予定されている都市計画道路の開通、JR留萌本線の存廃問題、新たな公共施設の整備検討、公共交通空白地域の存在など、刻々と変化する都市構造に適した公共交通網の構築が喫緊の課題である。

このような状況から、都市構造の変化やまちづくりの視点を持った公共交通網の構築や市内交通と広域交通の接続性の確保、公共交通空白地域の解消、市内公共交通の持続的な運行に向けた利用促進策の展開などを図り、更には観光面での利便性の高い交通網形成の検討などを行いながら、留萌市地域公共交通計画を策定するものである。

3 委託業務の内容

(1) 現況交通実態調査

上位・関連計画と地域公共交通計画との整合性を整理するとともに、当市の人口動態及び都市機能の立地状況等の概況、交通事業者へのヒアリング、市・交通事業者の移動資源調査等により現況整理を行い、市の地域及び公共交通の概況について整理する。

(2) 市民ニーズの把握調査

市民を対象としたアンケート調査（市民1,650世帯を対象）により市民の生活行動の実態や公共交通に対するニーズを把握する。

(3) バス利用実態調査

当市内を運行する全バス路線の利用実態調査を実施し、これら公共交通を活用した移動状況や利用目的等の利用実態を把握する。

(4) 市民意見交換会

当市における公共交通網の構築にあたっては、詳細な市民ニーズを的確に反映させる必要があるため、市内5か所（小学校区を想定）にて市民を対象とした意見交換会を実施し、詳細な市民ニーズを把握する。

(5) 地域公共交通計画素案の作成

各調査において把握した地域概況や市民の公共交通へのニーズ等を踏まえ、持続可能な公共交通網の形成にあたっての問題点や課題を整理し、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、地域にとって望ましい公共交通網のあり方についての基本方針・方向性をまとめ、具体的な施策及び事業までを記載した地域公共交通計画（素案）として整理する。

なお、施策及び事業の目標値の設定、推進・評価スケジュールについては、令和4年度において検討する予定である。

(6) 地域公共交通活性化協議会の運営支援

計画の策定に向けた調査内容や、調査結果を踏まえた今後の交通体系のあり方を協議する協議会を開催する。

※3回程度の開催を予定。

4 策定スケジュール（予定）

項目	日程
(1) 現況実態調査	契約締結日から令和3年8月
(2) 市民ニーズ調査	契約締結日から令和3年9月
(3) JR・バス利用実態調査	契約締結日から令和3年9月
(4) 市民意見交換会	契約締結日から令和3年12月
(5) 地域公共交通計画（素案）の作成	令和3年11月から令和4年2月
(6) 地域公共交通活性化協議会の開催	第1回：令和3年6月 第2回：令和3年12月 第3回：令和4年2月

5 提出成果品及び期限

(1) 提出成果品

①電子データCD-R 一式

※ 素案及び素案（概要版）のPDFデータ、加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）でそれぞれ作成する。

②本業務において収集・作成した資料及び電子データ（CD-R等）一式

(2) 提出期限 令和4年3月末

6 予定価格

7, 134, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

7 支払方法

原則として事業完了後に支出する。

8 留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

(3) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議の上、原則として受託者負担により実施するものとする。

(4) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

また、業務完了後速やかに返却するものとする。

(5) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

(7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページ等への掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(8) その他

業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議の上別途定めるものとする。

また、納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。

9 担当部局（問い合わせ・書類提出先）

留萌市地域公共交通活性化協議会事務局 担当：大川、加藤

（留萌市地域振興部政策調整課内）

〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地

TEL : 0164-42-1809（内線274）

FAX : 0164-43-8778

MAIL : kikaku@e-rumoi.jp